



あなたの近くにいる、小さな命。まもってあげてください。



傷つける きず 捨てる す 事は こと 犯罪 はんざい です。

愛護動物への虐待・遺棄は厳しく罰せられます。

- 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、**2年以下の懲役** 又は **200万円以下の罰金** に処することとされています。
- 愛護動物に対し、虐待を行った者は、**100万円以下の罰金** に処することとされています。
- 愛護動物を遺棄した者は、**100万円以下の罰金** に処することとされています。

※虐待とは、

- ・みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること
 - ・自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと
 - ・排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること
- などとされています。

「動物の愛護及び管理に関する法律」より



堺市保健所 動物指導センター
〒590-0013
堺市堺区東雲西町1丁8-17
TEL 072-228-0168 FAX 072-228-8156
堺市行政資料番号 1-H2-13-0261